

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

# 第3回会議録

開会 平成16年5月13日(木)

閉会 平成16年5月13日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第3回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成16年5月13日(木) 午後1時31分開会・午後3時01分閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	白川 精	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名		
会議事項	1 議題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

### 第 3 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員  出席 16 名 欠席 1 名  凡 例  出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		白川 精	×	委 員		
委 員		大久保隆敏		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者						

### 第3回合併協議会会議録索引

件名	頁数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1
3 委嘱状の交付	1～2
4 議 事	2～26
(1) 報告事項	12～20
(1) 報告第10号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更について	12～13
(2) 報告第11号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について	12～13
(3) 報告第12号 合併協議会ホームページ委託契約の締結及びホームページ開設について	13～14
(4) 報告第13号 合併協議会だより(創刊号)の発行について	14～15
(5) 報告第14号 電子計算システム調査分析業務委託契約の締結について	15～16
(6) 報告第15号 調整方針(案)の基本的な記載例について	16～18
(7) 報告第16号 幹事会、専門部会、分科会について	18～19
(8) 報告第17号 新市建設計画策定に向けてのヒアリングについて	19～20
(2) 協議事項	3～12・21～25
(1) 協議第3号 新市の名称(その1)について	3～7
(2) 協議第6号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて	7～12
(3) 協議第23号－1 各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱いについて	21～23
(4) 協議第23号－3 各種事務事業(男女共同参画関係)の取扱いについて	23～24
(5) 協議第23号－9 各種事務事業(国際交流・友好都市関係)の取扱いについて	24～25
(3) その他	25～26
(1) 第4回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	25～26
5 閉 会	26

【開会 午後1時31分】

事務局 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第3回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

申し遅れましたが、私、会議に入りますまで進行を務めさせていただきます本協議会の事務局長の大木和郎と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。

今日はあいにくの雨模様になった訳でございますが、第3回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開会いたしましたところ、足元の悪い中、白川議長さん、観音寺の議長さんが欠席でございますが、他は全員お揃いいただきまして開会できますことにつきまして、まずもって厚くお礼申し上げたいと思います。

おかげをもちまして、今日まで本当に融和の中でスムーズに議事が進められておりまして、本日もご提案させていただく名称の問題、また議員さんの定数の問題等につきましても皆さん方にご審議いただき、そうなりますとこの第3回で重要項目につきましては全てもう同意をいただけるということで、本当に順調に推移できとることにつきまして、重ねて厚くお礼申し上げたいと思います。

今日、お手元の協議報告、また協議事項につきましてご審議いただきたいと思います。よろしく願い申し上げたいと思います。今日はどうもありがとうございます。

事務局 それでは、これより観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の委嘱状の交付を行います。

この後、報告事項におきまして委員の変更並びに1市2町の規約に関する協議書の変更協議書で報告をさせていただきますが、それに先立ちまして新委員となられます久保 等様に委嘱状を交付させていただきます。久保様、恐れ入りますが正面の方へお願いいたします。

それでは、平野会長より久保様に委嘱状を交付させていただきます。

会長 委嘱状、久保 等殿。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員を委嘱します。

平成16年4月23日、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会長 平野 清。

ひとつよろしく願いいたします。

事務局 以上をもちまして委嘱状の交付を終わらせていただきます。

それでは、ここで久保委員さんよりご挨拶をいただきたいと思います。

久保様、自席でよろしく願いいたします。

久保委員 観音寺市の久保でございます。

ただいまは、合併協議会の委員に委嘱を受けましたが、身に余る光栄と思っております。と同時に、責任の重大性を重く感じておりますが、半世紀ぶりの市町の合併ということに関与できますことを幸せと思っております。幸い、幸か不幸か、私は観音寺市の31年10月の第3次合併のときに村役場に勤めておりました、市の方に合併をし、足かけ40年役所でお世話になり、現在職を離れて8年間民間としておりますが、非常に有意義のある合併等につきましては、やはり地域の住民が幸せを感じる新市の発展ということを念頭に置きまして、私の持てる力を十分とはいかないと思いますが、誠心誠意頑張ってまいりたいと思いますので、前任者同様よろしく願いをいたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、会長よろしく願いいたします。

議長 それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、席に掛けさせていただいて進行させていただきます。

規約第10条の第1項の規定に基づき、本日の出席者の確認をいたします。

委員17名中、出席者16名、欠席者1名。よって、本日の会議は成立したことを報告させていただきます。

なお、白川委員から用務のため本日の会議に欠席する旨の連絡をいただいております。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合には冒頭に所属市町名とお名前をよろしく願ひ申し上げます。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、発言に際しましては職員がワイヤレスを持

ってまいりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、ここで皆さん方にお諮りをいたしたいと思いますが、お手元に配付の議事といたしまして報告事項を先にして、2番目に協議事項でございますが、豊浜佐伯町長の公用がございまして、2の協議事項から先に移らせていただきますと、1を後にさせていただきますけれども、ご了解いただけるでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、2の協議事項から入らせていただきます。

それでは、協議第3号新市の名称につきまして協議させていただきます。

協議第3号新市の名称、それにつきまして協議いただきたいと思います。

先の第1回の合併協議会で、新市の名称につきましては、1市2町の合併研究会において選定された4点の名称候補から合併協議会で選定し、決定することをご確認いただき、その後委員の皆さんに持ち帰っていただき、ご検討いただいたと思いますので、本日委員の皆さんからご意見をいただきたいと思いますと思っております。

その前に、事務局長の方から、ご確認いただきました4点につきまして再度朗読させていただきますので、事務局長よろしくお願ひ申し上げます。

事務局 事務局長の大木です。

それでは、4点の新市名称候補をアイウエオ順に朗読させていただきます。

観音寺 長い歴史の中に定着し、対外的にも広く使用され知名度が高く、慣れ親しまれた名称である。

西香川 香川県の西に位置する市として地理的にもイメージでき、住民に理解されやすい名称である。

ひうち 風光明媚な燧灘に面し、地域の特徴を表すことができ、古くより親しまれている名称である。

三豊 郡名として使用されており、住民に馴染みがあり、歴史があり地域にふさわしい名称である。

以上であります。よろしくお願ひをいたします。

議長 ただいま、事務局長より説明がございました新市の名称候補につきまして、各委員よりご意見をお願ひいたしたいと思います。

それでは、僭越でございますが、私の方から指名させていただきますが、大野原町の森委員さん、ご意見どうぞございましょう。

森委員 大野原町の森でございます。

私は、前回もいろいろこの4つの名称の候補から1つ絞るというふうなことで、4つの名称を見せていただきましたけども、いろいろ検討しておりますけども、基本的には私は観音寺市でいいという考え方でご協議願いたいというふうに思っております。

その中で、やはり大野原町、豊浜町の住民から見れば、観音寺市ということになりますと、何か対等合併というんじゃないかと吸収されたんじゃないかという印象があってはならないということを心配しておる訳であります。今回の合併というのは新しく新設するということである訳でありますから、その点を住民にはっきりと広報等でやっていただいて、であれば観音寺市で差し支えないと、こういうふうな考え方であります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、大野原の石川さん、ご意見いただきたいと思いますが。

石川委員 失礼します。

私も森さんと同じように、意見としては観音寺がいいと思っております。理由として、私、若いときに東京とか大阪の方に住んでおまして、知名度としたらやっぱり観音寺、これが一番大きいんじゃないかと思えます。やっぱり全然初めての名前で市を宣伝するよりは、ある名前を有効に使う方がよりいいんじゃないかなと思っております。

以上です。失礼いたしました。

議長 どうもありがとうございました。

続きまして、豊浜町の合田さん、どうぞございましょうか。

合田(久)委員 失礼します。

今までにいろいろと皆さん方で議論された中で、一般の方々におきましてこの4点の中から皆さんのご意見もよく聞くわけですが、一応観音寺、選定理由にあるように歴史、伝統があり、対外的にも広く使用され、知名度があり、また慣れ親しまれた名称であり、今後四国の中心となって発展していくにふさわしい名称である。西香川のように、香川県の西に位置するなど、地理的イメージは表せるが、東西の方向のみを表すのでは良くない。また、ひうちについても、近隣の方は分かってても全国的には分かり難いと。それからまた、三豊は郡名から名付けられたもので、住民に馴染みがあるが、残念ながら1市2町には該当しない。また、市と合併の場合、市名が引き続き使用されている場合が多い。以上のことから、私は新市の名称は観音寺を候補として推薦いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、豊浜の横内さん、ひとつお願いします。

横内委員 豊浜の横内です。

新市の名前につきましては、観音寺でいいと思います。理由におきましては、今3人の皆さんがご説明をいただきましたので、私が考えるところでは、この4点の中で選ぶのであれば観音寺というのは若者からも歓迎される名前ではないでしょうか。また、住民の皆さんも観音寺で、納得していただける名前ではないかと思っております。

議長 ありがとうございます。

最後になったんですが、観音寺からひとつ加藤さん、お願いいたします。

加藤委員 ただいま4人の委員さんから、今の新しい市の名称に観音寺市で、私は是非観音寺市が今後この1市2町合併の新しい市の名称として、それだけにいろんな面で全国、また県内からも期待される市であると思います。但し、4人の委員さんが申されたように、あくまで対等合併でございまして、今後はいろんなこと一緒になって話し合いをしながら、よりよい我々の合併をしていきたい。そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

一番最後になったんですけど、久保さん、ご意見ございましたらお願いいたします。

久保委員 どうも大野原町と豊浜町の皆さん、本当にありがとうございました。出身の観音寺といたしましては、加藤委員さん同様うれしく思います。本当にありがとうございます。

議長 どうもありがとうございました。

それでは、学識の皆さんより先にご意見承ったわけでございますが、議会から選出されております委員さん方、ご意見ございましたらひとつ出していただきたいと思うんですけど。

はい、どうぞ。

藤岡委員 市の名称は、議員の定数とか、また選挙区の問題あたりのときに各議会が持ち帰りまして検討した結果は、観音寺市ということで打ち合わせができておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 助役さん方はどうでございましょうか。もう別段ございませんか。

それでは、各委員さん方からご意見が出て、大体同じような方向でございますけれど

も、再度ひとつ豊浜の合田委員さんの方から、まとめてひとつご意見を集約してお願いしたらと思うんですけども、よろしく申し上げます。

合田（久）委員 平野会長の方からまとめてご意見をと言われましたので、私なりの意見を述べさせていただきたいと思います。

観音寺は、大同2年、807年ですが、弘法大師が神宮寺に聖観音像等を安置し、寺の寺号といいますか、寺の号を観音寺に改めてから、現在の地名観音寺が生まれたと言われております。このように、長い歴史の中で伝統があり、地域に定着し、対外的にも広く使用され、知名度があり、慣れ親しまれた名称である。また、市の名称として寺の名前が使用されているのは全国の地方公共団体でも数少なく、歴史、文化を反映した名称である。今後、四国の政治、経済、文化の中心となって発展していくことにふさわしい名称である。以上の理由により、新市の名称を観音寺市とする。これは、理由になるかならないか分かりませんが、私もちょっと知った書道の達者な人ですが、その人のご意見聞きますと、観音寺と書いてみると、毛筆ですが、細字で書くと非常に画数は多いんですが格好がとれるといったようなご意見も聞いております。一字一字書いてみるとあれですが、観音寺と3文字書いてみますと、非常にどなたが書いてでも字が映るというようなご意見もいただきました。申し添えときます。

議長 ありがとうございます。

ただいま豊浜町の合田久仁男委員さんよりご提案ございました新市の名称、観音寺につきまして、皆さん方ほかにはご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ご異議がないようでございますので、新市の名称につきましてはご承認いただきます文案を事務局より朗読させます。

事務局 それでは、朗読させていただきます。

協議第3号新市の名称（その1）について。

新市の名称は、観音寺市とする。

以上でございます。

議長 ただいまの案でご承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、新市の名称は観音寺市とする、でご承認いただきましたので。

それでは、佐伯町長よりご意見がございますので、どうぞ。

佐伯副会長 どうも失礼します。

新市の名称について観音寺ということで決定をいただき、誠にありがとうございました。私自身も、今後、観音寺ということで住民の皆さんに説明をいたしたいと思っております。なお、先日の会の中で加藤委員さんの方からご発言がありましたように、豊浜、大野原、両町にとりましては、観音寺というような名前になったら吸収をされるというような住民の意向があるというご発言が前回あったように思っております。その辺を含めまして、我々合併協議会の委員といたしまして、今後、加藤委員さんが言われましたように対等な新設合併であるということを住民の皆さんに十分に分かっていただけるように、また、今後この合併協議会の中で、本当にああ、対等なお話し合いの中でそういうふうなのが全部決まっていくんだなというような協議に是非なっていたきたい。このようなひとつお願いを申し上げまして、ご意見として、要望としてお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、新市の名称は、観音寺市とする、でご承認いただきましたので、本日確認されたものとさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、協議第6号に移らせていただきます。

どうぞ、佐伯町長が公用で中座されるそうでございますので。

協議第6号議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、ご協議いただきたいと思います。

協議に入る前に、事務局次長の方から議会議員の定数及び任期の取扱いについての基本的な考え方や、現状等につきまして説明させますので、よろしく願いいたします。

事務局次長、お願いいたします。

事務局 次長の象山でございます。

協議第6号議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましてご説明申し上げます。

会議資料の25ページをお開き願います。25ページをお開き願います。

1の基本的考え方でありますけれども、既に合併の方式につきましては新設合併、新設合併と確認されましたので、1市2町の議会の議員さんの身分につきましては合併と同時に失職するということとなります。このため、地方自治法の規定に基づく設置選挙を行うのか、それとも合併特例法の規定に基づく定数特例、または在任特例を適用するのか、また新市における議員の定数についてもご協議いただくものでございます。

取扱いの方法につきましては、2の方の表をご覧ください。同じページの2の表の議会議員の定数及び任期の取扱いの方法の表をご覧ください。

左端にございますけれども、原則といたしましては、地方自治法に基づきまして1市2町の全議員が失職し、合併の日から50日以内に法定定数の範囲内で協議により定めた定数によりまして選挙を行うこととなります。合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととなります。なお、1市2町が合併する場合、人口は6万6,555人となりますので、人口区分によりまして定数は30人以内、定数は30人以内で関係市町の協議によりあらかじめ定めた数ということとなります。定数は30人以内で、関係市町の協議によりあらかじめ定めた数ということとなります。

次に、表の真ん中でございますけれども、合併特例法の第6条に定数特例、定数特例というのがございまして、この定数特例を採用することとなった場合におきましては、合併後50日以内に行われる設置選挙におきまして、地方自治法で定められました2倍以内の特例定数、1市2町が合併する場合ですけれども、先程30人と言いましたけれども、その倍ということで定数60人の範囲内で選挙を実施することとなります。

さらに、右の端の表ですけれども、もう一つ特例がございまして、合併特例法第7条に在任特例、在任特例というのがございまして、この特例を採用することとなった場合におきましては、全議員は合併後最長2年間、最長2年間引き続き在任。ということになりますと、合併の期日につきましては先般平成17年10月11日とするということをご確認いただきましたので、平成19年10月10日まで在任することができるというものでございます。

なお、定数特例の場合も在任特例の場合も、合併の申請前に特例期間後、つまり定数特例なり在任特例を採った期間が経過した後の定数についても予め決めておく必要がありますので、お願いいたします。

次に、26ページをお開き願います。

これは、先程の地方自治法の原則、それから定数特例と在任特例の説明を図式化したものでございます。

次に、27ページをお開き願います。27ページをお開き願います。

これは、現在の議員定数、あるいは議員数、それから任期を表にまとめたものでございます。1の議員定数は、条例定数、現員数とも観音寺市は20、大野原町は16、豊浜町は13、合わせて49人となっております。5番の議員の任期につきましては、観音寺は

平成19年5月29日まで、大野原町は平成19年4月29日まで、豊浜町は平成19年5月15日までとなっております。

次に、28ページをお開き願います。

28ページから29ページにかけては、地方自治法、合併特例法、それから公職選挙法の関係条文を記載してございます。

以上、簡単ではございますが、協議第6号の説明を終わらせていただきます。

議長 ただいま事務局より基本的な事項や現状につきまして説明をさせていただきました。ここで、委員の皆さんからご意見を願います。

はい、藤岡委員。

藤岡委員 議員の定数、またこの取扱いについては、各関係市町持ち帰りまして特別委員会を開きまして、豊浜町におきましては4月9日、観音寺市におきましては4月12日、大野原町におきましては4月15日に特別委員会を執り行いまして、意見調整をいたしまして、それを持ち寄りまして関係市町が、1市2町が調整をいたしまして、ここに今日、本日提案したいと思いますので、許可の方よろしく願いをいたします。

なお、それに伴いまして、関係する文案、資料を配付させていただきたいと思いますが、許可の方をよろしく願い申し上げます。

議長 ただいま藤岡委員より資料の配付につきまして了解を求められましたので、会議運営規程に基づき、これを許可いたします。

それでは配ってください。

それでは、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、これまで各市町の議会で議論していただき、調整していただいておりますので、取りまとめのご尽力いただきました大野原町の藤岡委員長よりご発言をお願いいたします。

藤岡委員 大野原の議会の藤岡ですが、それでは提案させていただきます。

この提案につきましては、第2回のときに学識の方からもご意見を拝聴し、参考とさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いを申し上げます。

1番といたしまして、新市の議会の議員については、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議によりあらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。

2番目といたしまして、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議に

より、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、24人とする。

3番といたしまして、選挙区については、全市域で1選挙区とするというふうなことで調整をしておりますので、本日提案させていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

議長 ただいま藤岡委員の方からご提案いただきました議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、ご意見がございましたらよろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、各議会の方で意見を取りまとめていただいておりますので、まずは学識の皆さん方から先にご意見を承りたいと思うんですが、大野原町の森さん、どうぞごましよう。

森委員 意見っていうよりも、前回は申し上げましたけども、基本的には1市2町というこの中でやはりいろんなものをスリム化していく中で、議会の定員というものはできるだけ少ない方向ということでお願いをしておりました。現実30人ということであるわけではありますが、議会の皆さんのいろいろな協議の結果24人というふうな人数に絞っていただいているということにつきまして敬意を表したいと、こういうふうに思っております。

議長 ありがとうございます。

石川さん、どうぞごましようか。

石川委員 失礼します。

私も、市議の定員が30名のところ、24名ってところはすごく評価させていただきたいと思います。それともう一つ、1選挙区ってことで、特例法でしたら町とか市によって人数を決めてってことじゃなくって、もう皆さんが最初から新しい市のことを考えて、1つでもって選挙を考えてるってことにも敬意を表したいと思います。どうぞよろしく願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、豊浜町合田さん。

合田(久)委員 つい先だっても意見として申し上げましたが、ただ定数を減すだけではちょっといろいろ意味がないと。少なくすれば経費は安く上がるんですが、それだけではやっぱり議会機能も達成できませんし、ある程度のやっぱり定数という人員も要る訳で、まして今回定数30名まではできる訳ですけども、この辺につきましては議会の賢明な判断の上にこういった数字を決められたことに対しまして、敬意を表したいと思いま

す。

議長 横内さん、お願いします。

横内委員 新市の議会の定員ですが、24名で妥当な線ではないかと思っております。また、選挙区につきましては、全市域で1選挙区ということですので、新しい新市に対して市民の皆さんも新しい気持ちで議員さんを選ぶということでは大変いい妥当な意見であったと思います。

議長 ありがとうございます。

観音寺市の加藤さん、お願いいたします。

加藤委員 まずいろいろご協議いただいた議員さんにまず敬意を表したい。非常に時代のニーズってというか、非常に世の中のニーズが変わっとる中で、先んじて自らこのような定員24名、全市域で1選挙区でやる、これに対し、心から本当に敬意を表し、今後より良い郷土発展のためにますますのご協力、ご支援、ご活躍を心から念じます。

議長 ありがとうございます。

久保さん、最後になりましたがお願いいたします。

久保委員 それでは、最後なようですが、私は今日初めて委嘱を受けた訳で、それまでは一市民として1市2町の議員定数、市の名称等については非常に關心を持っておりましたが、ただいま藤岡特別委員長の方からご提案がございましたように、定数30名のところを24ということに、非常に厳しい絞り方をされたと思います。これにつきましてはもちろん敬意を表しますし、1選挙区ということで、特に1市2町の中で厳しいそれぞれの選挙事情等もありますが、大きく飛躍する意味での1選挙区、24名ということにつきましては一市民、また今日は協議会の委員ということでございますが、敬意を表しておきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

学識の委員さん方よりそれぞれご意見をお聞かせいただきました。ほかの委員さん方、ご意見どうでございましょうか。もう議会の議員さん方はそれぞれ議会で決めていただいとんで問題ないと思うんですけども、別段ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 市長、どうですか。

白川副会長 いや、私は何も。

議長 いいですか。

それでは、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、藤岡委員より提案いただきました文案のとおりご承認いただけましたでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、藤岡委員配付の資料のとおり承認いただきましたので、本日確認されたものとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、協議事項は終わりましたので、最初に戻りまして報告事項から協議をお願いいたしたいと思います。

報告第10号1市2町合併協議会委員の変更について、報告第11号1市2町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について、関連がございますので一括して報告させていただきます。

事務局長、お願いします。

事務局 事務局長の大木でございます。

報告第10号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更並びに報告第11号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について説明をさせていただきます。

まず、報告第10号の委員の変更についてであります。お手元の会議資料3ページをお開きください。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第8条第1項第3号に定める委員につきまして、観音寺市で委員の変更がございました。平成16年4月23日付をもって、矢野資壹委員から久保 等委員に変更をさせていただいております。変更理由につきましては、お手元の資料のとおりであります。

次に、報告第11号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書について説明をさせていただきます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

平成16年4月1日に、1市2町の長が協議して取り交わしました規約に関する協議書に定める内容につきまして、先程ご報告申し上げましたように、規約第8条第1項第3号に規定する学識経験を有する委員につきまして、矢野資壹委員から久保 等委員に変更がありましたので、4月23日、1市2町の長が協議いたしまして規約に関する協議書の変更協議書を取り交わしましたので、報告をさせていただきます。なお、久保委員さんには

先ほど会議に先立ち、平野会長より委嘱状の交付をさせていただきました。

報告第10号委員の変更並びに報告第11号規約に関する協議書の変更協議書については以上のとおりであります。

議長 それでは、ただいま事務局長の方から報告第10号、報告第11号の説明がございましたが、これにつきまして何か何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、報告第10号、報告第11号につきましては報告のとおりとさせていただきます。

次に、報告第12号合併協議会ホームページ委託契約の締結及びホームページ開設につきましてご報告させていただきます。

事務局より説明を願います。

事務局 総務広報班の石川でございます。よろしく申し上げます。

報告第12号でございますが、合併協議会ホームページ委託契約の締結及びホームページの開設についてご報告申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

合併協議会ホームページ委託契約の締結について報告するものであります。

次のページ、8ページをお開きください。

ホームページの委託契約の締結についてご報告申し上げます。

1といたしまして、契約の目的ですが、ホームページを開設するに当たっての作成及び更新業務でございます。

2は契約の方法でございますが、見積り合わせによります随意契約でございます。

3といたしまして、契約日ですが、4月7日に行っております。

4の委託期間であります。作成業務につきましては4月7日から4月末日までとなっております。更新業務につきましては、5月1日より来年の3月31日までとなっております。

5の契約金額につきましては、作成業務が31万5,000円、これは当初の立ち上げに係る費用でございます。更新業務といたしまして、1カ月当たり5万2,500円でございます。ともに消費税はお示しのとおりです。

6の契約先でございますが、大野原町花稻934-1、会社名がメディアプラン、代表者片山 俊でございます。

7といたしまして、参考までにアドレスをお示ししてありますのでご利用ください。

業者選定につきましては、実績のある3社で見積り合わせをいたしまして、最低価格のメディアプランに決定しておりますので、ご報告申し上げます。

なお、参考までに次のページにホームページのトップ画面をコピーしておりますのでご覧になっていただきたいと思います。これは、昨日、5月12日のトップ画面ですが、一番下にアクセス件数が出ておりますが、550件となっております。先程、会議前に開いてみましたところ、アクセス件数は740件となっておりますのでお知らせしておきます。また、お時間をとってホームページを開いていただいて、このような内容がいいということがあれば、参考としてお聞きしたいと思います。

以上でホームページについての報告を終わります。

議長 ただいま事務局より報告第12号につきまして報告がありました。何かご質問、ご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

大久保委員 大野原町の久保です。

私もホームページを見せていただいたんですけども、できれば音楽等は入れられんのですか。

議長 はい、どうぞ。

事務局 今からまた検討して訊いてみます。

大久保委員 明るい曲のような、何かこう見るだけではやっぱり、目で見るとは音も入れた方が私は効果があると思うんです。

事務局 また検討しておきますので。

議長 今後検討していくようでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

ほかにご覧ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ほかにはないようでございますので、報告第12号につきましては報告がありましたとおり進めさせていただきます。

次に、報告第13号合併協議会だよりの発行につきましてご報告させていただきます。

事務局より説明願います。

事務局 10ページをお開きください。

報告第13号合併協議会だより（創刊号）の発行について報告するものであります。

協議会だより（創刊号）については、ご自宅に届いていると思いますが、お手元に置かせていただいておりますのでご覧になっていただきたいと思います。表紙は、調印式の市町長さんのお写真を使わせてもらいました。2ページから3ページにつきましては、会長さん、副会長さんのご挨拶で、4ページから5ページには1市2町の概要と協議会委員さん等の名簿を載せてあります。6ページから7ページにかけては、第1回の協議会の結果、裏面はご意見欄、担当窓口などを載せてあります。少し字を大きくして、イラストや写真などを入れて読みやすくしようと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、合併協議会だよりの報告を終わります。

議長 それでは、ただいま協議会だよりにつきまして説明がございましたが、ご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、報告第13号につきましては報告がありましたとおり進めさせていただきます。

次に、報告第14号電子計算システム調査分析業務委託契約の締結につきましてご報告させていただきます。

調整班長より説明願ひます。

事務局 事務局調整班長の好川でございます。よろしくお願ひします。

11ページをお開きください。

それでは、報告第14号電子計算システム調査分析業務委託契約の締結についてご報告を申し上げます。

12ページをお開きください。

この契約でございますが、1 契約の目的といたしまして、1市2町の合併の際、住民サービスに支障が生じることのないよう、三豊広域電子計算システムの円滑な統合、移行を行うため、1市2町の電子計算システムの調査分析を実施することを目的とするものであります。現在1市2町の税関係、住基関係等の電算業務につきましては、三豊広域電子計算センターで処理を行っております。住民データにおきましては、約19万件のデータが存在し、決められたこの期間の中で円滑に一本化する必要があるため、調査分析を実施するというものであります。

2の契約の方法といたしましては、随意契約。

契約日は、平成16年4月20日。

業務の委託期間は、平成16年4月20日から16年12月31日。

5の契約の金額といたしましては、241万5,000円、うち消費税及び地方消費税11万5,000円であります。

契約の相手方といたしまして、高松市錦町1丁目11番1号、株式会社富士通四国インフォテック、代表取締役四元新一であります。三豊広域の電子計算センターにおいては、現在、富士通がサポートとして入っておりますので、この業者に決定いたしました。

7 業務の内容といたしましては、現在の1市2町の現況と、合併後必要となるシステムの調査分析、2といたしまして現行システム、各種項目の登録状況や内容を把握し、調整方針の案を作成するものでございます。

以上で、電子計算システム調査分析業務委託契約の締結についてのご報告を終わらせていただきます。

議長 ただいま調整班長より報告第14号につきまして説明がありました。この件につきまして何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第14号につきましては報告がありましたとおり進めさせていただきます。

次に、報告第15号調整方針の基本的な記載例につきまして報告させていただきます。

調整班長、お願いいたします。

事務局調整班長 失礼いたします。

恐れ入ります、14ページをお開きいただきたいと思います。

この報告第15号調整方針案の基本的な記載例についてであります。現在各分科会から調整を進めてまいっております項目についての基本的な調整方針案の記載例でございます。

分類といたしまして、大きく3つに分類しております。1 存続。2 一元化。3 廃止。

存続につきましては、調整の内容といたしまして、事務事業の内容が1市2町で共通しているもの、調整の必要がないもの、これにつきましては、基本的な調整方針の記載例といたしまして、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2の一元化であります。一元化の中で統合と再編とに分けております。

統合につきましては、合併時に統合、合併後に統合。

合併時に統合については、調整の内容といたしまして、事務事業調整結果、1市2町のいずれかを基準とする。基本的な調整方針の記載例といたしましては、市、町の例により統一するというものでございます。

合併後に統合、これにつきましては事務事業の急激な内容の変更を避けるために現行のまま新市に引き継ぎ、新市において1市2町のいずれかを基準として統一するというものであります。基本的な調整方針の記載例といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において市、町の例により随時調整する。現行のとおり引き継ぎ、新市において市、町の例により速やかに調整するというものでございます。

の再編でございますが、これにつきましても合併時に再編、合併後に再編に分けております。

合併時に再編でございますが、調整の内容といたしまして、事務事業調整結果に基づき、現在の1市2町の制度を見直し、新規の制度をつくり、新市発足時に再編、統一するというものでございます。基本的な調整方針の記載例といたしましては、合併時に再編統一する。

次の合併後に再編でございますが、調整の内容といたしまして、事務事業内容の急激な変更を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において制度を見直し、新規の制度をつくり、再編統一をするというものでございます。基本的な調整方針の記載例といたしまして、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するというものでございます。

次に、廃止でございますが、これも合併時に廃止、合併後に廃止。

合併時に廃止につきましては、調整の内容といたしまして、事務事業調整の結果、新市に引き継がないもの。基本的な調整方針の記載例といたしましては、合併時に廃止する。

の合併後に廃止。事務事業の完了後に新市において廃止をするというものでございます。基本的な調整方針の記載例といたしましては、新市において廃止をするというものでございます。

以上で、報告第15号調整方針案の基本的な記載例についてのご報告を終わらせていただきます。

議長 ただいま調整班長より報告第15号につきまして説明がありました。この件につきまして何かご質問、ご意見がございましたら出していただきたいと思います。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第15号につきましては報告がありましたとおり進めさせていただきます。

続きまして、報告第16号幹事会、専門部会、分科会につきまして報告させていただきます。

調整班長より説明願います。

事務局 失礼いたします。

それでは、報告第16号幹事会、専門部会、分科会についてご報告をさせていただきます。

この幹事会、専門部会、分科会についてでございますが、15ページをお開きください。

この幹事会、専門部会、分科会につきましては、組織体制が整いましたのでご報告を申し上げます。

まず、幹事会におきましては、次の16ページをお開きください。

名簿を掲載してございますが、幹事会は1市2町各3名の幹事で組織しております。幹事長に豊浜町の高森直二助役を、副幹事長に大野原町の大山保徳参事を選任いたしまして、協議会会議の議案、協議会運営等についての協議、調整、専門部会間の調整等を進めております。

次に、専門部会でございますが、17ページに名簿を記載しております。

専門部会につきましては、12の部会からなり、表の構成員をもって組織しております。各部会ごとに会長、副会長を選任いたしまして、事務事業現況調査票、調整原案の取りまとめ、分科会間の調整、進行管理等、それを専門的に協議、調整を進めております。

そして、分科会でございますが、18ページに名簿を掲載しております。

分科会におきましては、34の分科会からなり、この表の構成員をもって組織しております。分科会も各分科会ごとに会長、副会長を選任いたしまして、現況調査票の作成、調整原案の作成、事務担当者の調整等専門的に協議、調整を進めております。

このように、幹事会、専門部会、分科会におきましては、新市に向けまして約1,200の調整項目について各市町、そして協議会事務局と十分な連絡体制をとりながら取り組んでまいっております。前回、第2回の協議会にてご確認をいただきました事務事業の調

整の基本方針のもと、各市町全職員一丸となった全庁体制で協議、調整を進めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、報告第16号幹事会、専門部会、分科会についてのご報告を終わらせていただきます。

議長 ただいま報告第16号につきまして説明がございました。この件につきまして何かご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第16号につきましては報告がありましたとおりに進めさせていただきます。

次に、報告第17号新市建設計画作成に向けてのヒアリングにつきまして報告させていただきます。

計画班長より説明願います。

事務局 事務局計画班長の合田です。よろしくお願いいたします。

資料19ページをお開き願います。

報告第17号新市建設計画策定に向けてのヒアリングについてご説明いたします。

内容につきましては20ページをお開き願います。

このヒアリングは、先の第2回合併協議会で新市建設計画の策定の進め方についてご確認をいただきました。このことを受けまして実施するものでございます。

1の目的にありますように、新市及び各市町の位置付けや今後の重要な取り組みなど、1市2町の市町長の考え方を把握することによって、本地域の課題設定や新市建設計画の将来像など検討する際の参考とし、各市町の思いなどが反映された新市建設計画の策定に繋げることを目指しております。それで、先週の5月7日に、何かとお忙しい中お時間をいただきまして、それぞれの市役所、また町役場におきまして市長、また両町長から新しまちづくりについての思いやご意見、ご意向をお伺いいたしました。

2のヒアリングの内容についてですが、主に から のようなテーマにつきまして貴重なご意見をお伺いいたしました。

3の実施の日時等につきましては、先程のとおりですので省略させていただきます。

4のその他ですが、ヒアリングの内容につきましては原則として公開しないということで取扱っております。

続きまして、21ページをお開きください。

新市建設計画策定に向けてのグループヒアリング実施要領でございます。

このヒアリングは、新市建設計画策定の前段階で、新市のまちづくりに対する合併協議会委員、2号委員さん、つまり議会関係の委員の方、また3号委員、学識経験者の委員の方のご意見やご意向を把握し、今後の計画策定の参考とすることを目的とするものでございます。

2のグループヒアリングの構成でございますが、議会議員によるグループと学識経験によるグループ、この2つのグループに分けて構成されております。

ヒアリングの中では、テーマを設定し、各委員からのご意見、ご意向をお聞きしたり、またまちづくりに対する自由なご意見を聞かせていただきたいと思いますと考えております。それで、テーマといたしましては、新市のまちづくりで各委員の関心のある事柄や新市まちづくりの課題、また新市において最も重要な事柄などを想定しております。

3の実施日時と場所ということでございますが、今日のこの第3回合併協議会が終了いたしましたら、ご案内のとおり引き続きこちらの庁舎内で開催したいと思います。お疲れのところ、また何かとお忙しい中大変申し訳ありませんが、ご参加いただきますようよろしく願いいたします。

なお、議会議員の関係のヒアリングということで、会場が3階の委員会室に変わりましたので、この場を借りてお知らせいたしておきます。

4のその他ですが、先程と同じくヒアリングの内容については原則として公開しないということでございます。

以上で、報告第17号新市建設計画策定に向けてのヒアリングについてのご説明を終わります。

議長 ただいま計画班長より報告第17号につきまして説明がありました。この件につきまして何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第17号新市の建設計画作成に向けてのヒアリングにつきましては報告がありましたとおり進めさせていただいておきます。

協議事項は終わった訳でございますが、その他につきまして少しご相談したいことがございますので、ここで5分ほど休憩させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔休憩〕

議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を始めさせていただきます。

まだ協議事項が23号から残っておりますので、協議第23号-1から協議に入らせていただきたいと思います。

調整班長から説明願います。

事務局調整班長 失礼いたします。

それでは、協議第23号-1各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱いについてご説明を申し上げます。

30ページをお開きください。

各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱いの調整方針といたしまして、1 広聴広報。（1）としまして、広報紙、ホームページについては、合併時までに調整し、新市において新たに発行、作成するものとする。

（2）相談業務等については、合併時までに調整し、統一するものとする。

（3）ケーブルテレビ放送については、合併時までに調整し、統一し、オフトーク通信については、新市において調整するものとする。

2 情報公開。情報公開については、合併時までに調整し、統一するものとする。

3 個人情報保護。個人情報保護については、合併までに調整し、統一するものとする。

それで、31ページに広聴広報についての現在の1市2町の現況を記載しております。

広聴広報についてでございますが、広報紙につきましては、1市2町とも毎月1回の発行となっております。配布方法といたしましては、自治会を通じて配布ということになっております。

相談業務につきましては、行政相談委員さんの委員の推薦でございますが、推薦の条件といたしましては1市2町とも全く同じであります。委員さんの人数としましては、観音寺市さんが2人、大野原町、豊浜町が1名ずつということになっております。

ケーブルテレビ放送でございますが、ケーブルテレビ放送につきましても1市2町で現在開設されておりますので、これにつきましても合併時までに統一するというものでございます。

オフトーク通信につきましては、現在、大野原町さんだけでございますが、これにつきましては合併後に調整するという調整方針であります。

地区懇談会につきましては、観音寺市さんが年1回、各公民館で開催をしております。

それと、ホームページにつきましても1市2町とも開設しております。観音寺市さんが平成8年、大野原町が平成13年、豊浜町が平成14年にそれぞれ開設いたしております、これも合併時まで調整し、統一するという調整方針の案でございます。

次の32ページに、情報公開についての現在の1市2町の状況を記載しておりますが、これは1市2町とも条例を制定いたしまして、公開について原則公開という形で進めております。根拠例規といたしましては、観音寺市が公文書公開条例、平成13年4月施行、大野原町が平成14年4月施行、豊浜町が平成14年4月施行。目的、実施機関、公文書の定義、公開を請求できるもの、公開をしないことができる公文書等でございますが、公開をしないことができる公文書につきましては1市2町ほぼ同一でございます。対象の公文書でございますが、観音寺市以外につきましては電磁的記録も対象としております。

33ページに情報公開審査会、これも1市2町とも設置いたしまして、審査会を開くという形でございます。

34ページに費用負担、不服申し立て等を記載しております。

費用負担につきましては、大野原町が無料、他の観音寺市、豊浜町が規定で定める額という形になっております。

これらを踏まえまして、合併時まで調整をしていく訳でございますが、基本といたしましては大野原町さん、豊浜町さんの公開条例を基本として、新たな条例を制定していきたいという考えでございます。

次の35ページに、個人情報保護について現在の1市2町の現況を掲載しております。

個人情報保護につきましても、1市2町とも条例を制定いたしまして対処しております。

根拠条例といたしましては、観音寺市さんが去年の10月、平成15年10月1日制定、大野原町が平成14年4月1日、豊浜町が平成14年4月1日制定となっております。

目的、実施機関、個人情報の定義、個人情報保有の制限、審議会とございますが、この条例に関しましては、合併を視野に入れまして1市2町協議のもと、去年条例を観音寺市さんが制定しておりますので、観音寺市さんの条例を基本として新しい個人情報保護の条例の制定に向けて作業を進めていく考えでございます。

以上で、協議第23号-1各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱いについての説明を終わらせていただきます。

議長 ただいま調整班長より協議第23号-1について説明がございました。何かご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、協議第23号-1各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱いにつきましては原案のとおり承認させていただきたいと思います。

続きまして、協議第23号-3各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて、調整班長より説明願います。

事務局調整班長 失礼いたします。

それでは、36ページをお開きください。

協議第23号-3各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについてご説明を申し上げます。

調整方針といたしましては、男女共同参画の取扱いについて、新市において速やかに男女共同参画に関する計画を策定し、事業推進に努めるものとする。

次の37ページに、現在の1市2町の現況を記載しております。

まず、庁内組織といたしましては、観音寺市が男女共同参画推進本部を平成14年8月に設置いたしております。同じく観音寺がその推進の研究会、これを平成14年9月設置ということになっております。

基本計画に関しましては、観音寺市が男女共同参画計画、これを今年、平成16年3月に決定して、公表いたしております。

各種施策等でございますが、1 調査研究といたしましては、資料収集及び各種研修会への参加を観音寺市、大野原町さんが施策として、しております。啓発活動といたしましては、広報等を通じ基本理念に関する市民の理解を深める。職員研修による職員の意識改革の徹底等を活動といたしております。3として、教育委員会による施策といたしましては、各種セミナー等への派遣、これも豊浜町さんも同じく各種セミナー等の派遣ということでございます。

この男女参画関係の取扱いでございますが、新市において観音寺市の参画計画を基本として新たな計画を策定してまいるという考えでございます。

以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。

何かご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、協議第23号-3各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

続きまして、協議第23号-9各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。

事務局調整班の合田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議第23号-9各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いについて、でございます。その調整方針のご説明をさせていただきます。

38ページをお開き願います。

まず、調整方針といたしましては、1 国際交流として、姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他事業については合併時に再編統一できるように調整するものとする。

2 友好都市といたしまして、国内の姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討するものとするというふうにいたしております。

それでは、次の39ページをご覧くださいと思います。

まず、国際交流に関する状況をお示ししてございます。

国際交流といたしまして、姉妹都市交流を行っている自治体につきましては観音寺市のみでございます。姉妹都市につきましてはアメリカ合衆国ウィスコンシン州アップルトン市でございます。昭和63年1月27日に姉妹都市交流の締結がなされております。

次に、友好都市交流につきましては、観音寺市を含む三豊広域という形で中華人民共和国の山東省青島の即墨市と友好都市の提携がなされておまして、平成12年7月27日に締結されております。その下につきましては、各種団体への協力、また次のページ、40ページでございますが、40ページにつきましては海外派遣の事業の状況を、またその下につきましては国際交流協会、市町独自の国際交流協会の状況を記載してございます。観音寺市、大野原町において国際交流協会が設立されております。

国際交流については以上でございます。

続きまして、41ページでございます。

41ページが友好都市ということで、国内の姉妹都市交流についてでございます。

国内の姉妹都市交流につきましては、観音寺市が滋賀県草津市、昭和57年10月22日に姉妹都市の締結をされております。それから、大野原町におきましては北海道の虻田郡真狩村、平成3年10月19日に姉妹都市の締結をされております。これらの国内の交流につきましては、合併に伴いまして各市町の法人格が消滅するということとなりますが、消滅することをもってすぐに交流をやめるというのはなかなか難しいというふうに考えられますので、当面現行のとおり交流を新市に引き継ぎまして、新市において具体的な調整を行いまして、引き続き交流を行うかどうかも含めまして検討を行うというふうにしたしております。

以上の考え方に基つきまして、先程の38ページにありますように、国際交流・友好姉妹都市交流につきましてはの考え方の調整方針を提出させていただいております。

各種事務事業の取扱い、国際交流・友好都市関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-9各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いにつきましては原案どおり承認させていただきたいと思っております。

続きまして、その他に移りたいと思っております。

第4回の協議日程について事務局より説明を願います。

事務局総務広報班長 会議資料の方ですが、42ページをお開きいただきたいと思っております。

その他といたしまして、(1)第4回の協議会のご案内ですが、ちょうど2週間後の第4木曜日でございますが、5月27日午後1時30分より当会場で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、協議内容につきましては、調整のついたものから順次協議項目に上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から日程につきまして説明がございましたが、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、第4回協議会は5月27日ということで日程調整を

お願いいたします。

以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。長時間に亘りまして、終始熱心にご協議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして閉会をさせていただきます。

【閉会 午後3時01分】